

令和2年度 第2回睦沢町環境審議会会議録

1. 開催日時 令和3年1月27日(水)午後4時～
2. 開催場所 睦沢町役場1階 101会議室
3. 委員総数 8人
4. 出席委員数 7人
5. 出席委員の氏名
久保田完治、中村義徳、森 正美、中村 勇、田邊廣昭、阿井健一、中村祐和
6. 欠席委員の氏名
池田隆次
7. 本協議会に職務のため出席した者の職・氏名
産業振興課 課長 宮崎則彰、副主査 森川和也
8. 議事の経過

(開会) 事務局

それでは定刻となりましたので、これより睦沢町環境審議会を開催させていただきます。

初めに、池田隆次委員については欠席のご連絡を頂いていますので報告させていただきます。

では、お手元の資料をご覧ください。資料次第に沿って進めさせていただきます。あいさつといたしまして、会長より挨拶をお願いします。

(会長あいさつ)

本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

日頃、本会の運営にあたり御理解と御協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

本日の案件は前回に引き続き、睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱(案)について、でございます。委員各位におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げますとともにスムーズな進行に御協力をお願い申し上げます。

簡単ですが私のあいさつとさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

案件に入る前に議長選出についてですが、睦沢町環境条例施行規則第23条により会長が議長となるとありますので、これ以降の進行について会長をお願いいたします。

(議長)

それではご指名でございますので、しばらくの間、議長を務めてまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは案件に入ります。

案件(1) 睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱(案)について、説明願います。

(事務局)

昨年の11月26日の環境審議会で、睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱(案)について、ご協議頂きました。

今回は、前回会議での意見を踏まえてC案を提示させていただきます。会議開催通知と併せて、事前に配付させていただいておりますので、ご意見があると思いますが、まずは朗読させていただき、説明後に、ご意見を頂ければと思います。宜しくお願い致します。

睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱(C案)を朗読

(目的)

第1条 この要綱は、睦沢町内における太陽光発電設備の適正な設置に関し必要な事項を定めることにより、事業区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良質な生活環境、豊かな自然環境及び景観の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第1号に規定する太陽光をエネルギー源とする設備をいう。ただし、建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)又は工作物(建築物以外の工作物をいう。)の屋根又は屋上に設置するものを除く。

(2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。

(3) 発電事業 太陽光発電設備による発電及び売電を行う事業をいう。

(4) 事業区域 設置事業を実施する区域をいう。

(5) 事業者 設置事業又は発電事業を実施しようとする者をいう。

(6) 地域住民 事業区域を含む自治会の区域に居住する者をいう。

(7) 近隣関係者 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建築物を所有する者及び当該建築物に居住する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の規定は、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備に係る

設置事業について適用する。

(町の責務)

第4条 町は、この要綱の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、設置事業に係る法令等を遵守するほか、事業区域及びその周辺の地域の生活環境、自然環境及び景観に十分配慮するとともに、事故、公害及び災害(以下「事故等」という。)の防止に努めるとともに、地域住民及び近隣関係者(以下「地域住民等」という。)と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、設置事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。

3 事業者は、土地の形質の変更を最小限にとどめ、調整池、地下浸透施設等の設置その他の雨水を敷地で処理できる対策及び溝、土留め等の設置その他の土砂の流出を防止する対策をとり、除草対策として年に数回の除草など、その他必要な対策を講じること。事業区域及びその周辺の地域の適切な管理に努めなければならない。

4 事業者は、太陽光発電設備及びこれに付随するフェンス等の設備を隣接する土地との境界からできるだけ後退させ、特に道路、住宅等に隣接する箇所については、適度な離隔距離の確保に努めなければならない。

5 事業者は、太陽光発電設備又はその周辺の地域における事故その他緊急を要する事態に対応できるよう、太陽光発電設備の名称、設置場所、管理者並びに所有者等の名称及び連絡先の表示を行うものとする。

6 事業者は、太陽光発電設備を廃止したときは、事業者の責任により周辺の地域及び地域住民等に配慮した当該太陽光発電設備の撤去その他の適正な処理を行うよう努めなければならない。

(説明会等の開催)

第6条 事業者は、第7条第1項の規定による睦沢町太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)申出書(様式第1号)の提出をする前に、設置事業の施工内容等について、地域住民等に対する説明会を開催し、理解を得るものとする。

2 事業者は、第7条第2項の規定による変更しようとする場合は、睦沢町太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)申出書(様式第1号)の提出をする前に、設置事業の施工内容等について、地域住民等に対する説明会を開催し、理解を得るものとする。ただし、次に掲げる軽微なものにあっては、この限りでない。

- (1) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (2) 事業区域の面積の縮小
- (3) その他町長が認める軽微なもの

3 事業者は、前2項の説明会において事業計画に対する要望、意見等があったときは、誠意をもって対応し、地域住民等との合意形成に努めなければならない。(事

前協議)

第7条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手する日の60日前(ただし、町長が認める場合はこの限りでない。)までに睦沢町太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)申出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 睦沢町太陽光発電設備事業計画書(様式第2号)
- (2) 睦沢町地域住民等説明会等実施報告書(様式第3号)
- (3) 太陽光発電設置事業の実施に当たり法令等による許認可を受けているときは、その許可書等の写し
- (4) 別表に定める図書

2 事業者は、前項の規定により町長と協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、睦沢町太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)申出書(様式第1号)及び前項各号に掲げる書類のうち変更の内容を記載した書類を添付し、町長に提出するものとする。ただし、軽微なものは除くものとする。

3 町長は、前2項の事前協議が終了したときは、睦沢町太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)終了通知書(様式第4号)により、当該事業者に通知するものとする。

(設置事業の基準)

第8条 事業者は設置事業を行うに当たっては、次に定める基準に適合するようにならなければならない。

(1) 現況地盤の勾配が30度以上ある事業区域内の土地には、太陽光発電設備を設置しないこと。

(2) 現況地盤の勾配が30度未満の事業区域内の土地に太陽光発電設備を設置する場合は、地質等を考慮した安全な構造とすること。

(3) 事業区域内に設置する太陽光発電設備の面積は、事業区域の面積の75パーセント以下とすること。

(4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林との境界から20メートル以内の区域は、事業区域から除外すること。

(5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第3号に規定する国定公園との境界から50メートル以内の区域は、事業区域から除外すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、設置事業に係る法令に基づく許可の基準及び技術的な基準に適合すること。

(指導)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

2 前項の規定により太陽光発電設備の適正管理について(指導)(様式第5号)により行うものとする。

3 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な処理を行い、処理状況報告書(様式第6号)により町長に報告しなければならない。

(設置事業の着手又は完了の届出)

第10条 事業者は、設置事業に着手したときにあつては設置事業着手届(様式第7号)を、設置事業を完了したときにあつては設置事業完了届(様式第8号)を速やかに町長に届け出るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表

図書の種類	縮尺	備考
位置図	2,500分の1	
現況図	500分の1程度	地形、事業区域、道路名称、高低差及び立竹木等を記入
現況写真		道路に接している付近及び標識設置予定地付近等
土地利用計画図	500分の1程度	地形、事業区域、道路名称、太陽光発電設備、排水施設、植栽及び柵等の計画を記入
造成計画平面図	500分の1程度	切土、盛土を色分けし、事業区域、道路名称、高低差、排水施設及び柵等を記入
造成計画断面図 (縦断図、横断図)	500分の1程度	切土、盛土を色分けし、切土、盛土をする前後の地盤面を記入
排水施設計画図	500分の1程度	事業区域内の排水施設及び構造、放流先までの排水経路を記入
その他町長が必要と認めた図書		

国や千葉県の方針では、脱炭素社会に向け再生可能エネルギーの推進をしており、町として地域住民との合意形成を図りながら、適正に推進をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと考えます。

(議長)

ご苦労様でした。説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑がございましたらどうぞ。

(質疑応答)

(委員)

今回の要綱には、既存の施設に対しても対策が出来ているのか。

(事務局)

指導・勧告ができるようにしています。

しかし、既存の施設に対して、再度、住民説明会を開催するというのは現実難しい。

(委員)

現在、既存の施設で問題がある場所はあるか。

(事務局)

把握しているものは、除草に関してのものはある。

(委員)

町内に保安林はあるか。

(事務局)

あります。代表なところとして、大上区の三橋床屋の後ろが保安林になります。

(委員)

第5条第4項に、「適度な」とは、具体的な距離を示した方がよいのでは。

(事務局)

平地だけではなく、斜面・法面などもあるため、申請に伴って指導の調整ができるよう表現した。細かく記載することで、出来る出来ないを逆手に取られないようにしたい。

(委員)

第8条の設置事業の基準内での勾配30度の根拠は。

(事務局)

道路の法面の安定勾配では、道路基準から一割五分とある。
土木でいうと通常33度未満であれば安定すると言われている。
実際33度となると、見た目はかなり厳しい。

(委員)

パネルの発電音についての規制基準は。

(事務局)

環境条例内にある騒音の部分で示す数値を基準とする。

(委員)

夏場でのパネルの熱量の影響はあるか。

(事務局)

現在、住民からの相談はない。

今回、住宅用のパネル設置に関しては、温度が上がっている等が直接の要因であるか証明できないことから、除かせていただいた。

住民説明会を実施することの範囲を自治会で開催することを盛り込んであるので、上市場区である場合、区全体での説明会を開催していただくこととなる。その場で地域住民の理解を得て、初めて事業が実施できることになる。

(委員)

地域住民の範囲とは。

(事務局)

自治会（区単位）となります。

区内に土地をいくつも所有している場合があるため、区単位としたい。

(委員)

区長を通じて説明会を実施してはどうか。

(事務局)

地域住民の代表者・区長を通して、地域（部落）単位か区全体なのか説明会の参集範囲を決める相談役としたい。

(委員)

様式第3号の説明会等実施報告書に、合意・了解を得た旨、区長に署名を頂くこととしたい。

(事務局)

説明会等実施報告書に代表者署名ができるよう修正する。

出席者名簿及び説明会資料の提出をいただくこととする。

(委員)

今回の要綱を制定することで、抑止力となるのか。

(事務局)

抑止力になります。

現在、太陽光発電設備設置の申請は、ほとんどが農地です。
要綱で示された書類を農業委員会への添付書類とし、審査することで十分な抑止力となります。

(委員)

第10条（設置事業の着手又は完了の届出）内の設置事業に「着手したとき」ではなく、「着手するとき」としたい。

(事務局)

修正します。

(委員)

住宅用太陽光発電についての規制は。

(事務局)

住宅用太陽光については、規制は難しい。
現在の農業委員の弁護士の方に伺ったところ、住宅等の屋根に設置する規制には、町の中で建築基準法などの法律から準用できるものが無ければ、規制は難しいとの意見がありました。また、町でも自然エネルギーの推進として、補助金を出していますので、そちらとぶつかってしまうため、除かせていただいた。

(議長)

第2条内で示す建築物以外の工作物とは。

(事務局)

建築物は壁3面以上のもので、駐車の手庫などの壁2面のもので工作物と言います。

(議長)

様式第5号の太陽光発電設備の適正管理について（指導）通知について、既施設にも適応するのか。

(事務局)

過去に設置されたものについても適応できるように、既存施設に対する表記について、要綱内に追記か、附則で示すものか、ぎょうせい精査をかけます。

(委員)

施行日はいつか。

(事務局)

令和3年4月1日からを予定しています。

(議長)

慎重審議、活発な意見を頂きました。いかがでしょうか。

(事務局)

次回、例年通常の会議を3月に予定していますので、そちらでお示ししたいと思います。

(議長)

議事進行にご協力いただき、お礼を申し上げます。

以上で、議長の座を降ろさせていただきます。有難うございました。

(事務局)

長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

これで睦沢町環境審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後5時20分